

東文工健発第32号
令和5年3月20日

事業主様

東京文具工業健康保険組合
理事長 宮本 彰

出産育児一時金等の支給額の改定について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日付で公布され、令和5年4月1日より施行されることとなりました。

これにより、出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下、「出産育児一時金等」という。）の支給額が下記のように改定されることとなりましたので、ご通知いたします。

つきましては、被保険者および被扶養者の皆様へご周知くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 出産育児一時金等の支給額の改定について

支給額が現行の408,000円から488,000円に引き上げられます。

これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給総額は、加算額の12,000円を加えた500,000円となります。

2. 施行期日等

改正政令は、令和5年4月1日から施行となります。これにより、令和5年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金等に適用されます。施行日前の出産に係る出産育児一時金等については現行の支給額が適用されます。

※ ご不明な点やご質問などがございましたら、下記までお問合せください。

東京文具工業健康保険組合
業務部業務課給付係
電話 003-3866-8141
ダイヤル番号「2」